ソ連原発事故よりわずか一カ月足らずの間に、フイリピン、オランダ、エジプト、ユーゴスラビア、デンマーク、スエーデン、西ドイツの各国政府や与党において、原発計画の中止、再検討がうち出され、オーストリアにおいては、既設原発の解体を決定した。また、国際原子力機関のブリックス事務局長は「原子力が石油に代るエネルギーであるという考え方には終止符が打たれた」と語ったと伝えられ、最早、原発建設計画の中止、再検討は何人も抗しえない世界の大勢となっているのである。

にもかかわらず、貴殿らは、あろうことか、ソ連原発の放射能が国民の頭上に降りそそいでいる、まさにその時に、ソ連原発事故の原因も事態も不明のままに、伊方三号炉の増設に同意するという暴挙を行ったのである。

貴殿ら自身、良く承知のごとく、伊方三号炉を含む我が国のどの原発も、ソ連原発で事実として起きた炉心溶融という大事故について、これを前提として公衆の安全を確保できるか否かの安全審査は全く行っていない。従って、貴殿らのなすべきことは、炉心溶融の審査のない本審査を、無効として審査のやり直しを命ずること、及び許可処分に不同意を表明すること以外にはなかったのである。しかし貴殿らはこの当り前のことをしていない。

この一つの事実によっても、貴殿らの政治姿勢は、国民の生命・財産の安全、確保を目的としたものではなく、国民に背を向けたものであることが明白である。我々八西地域住民は、このような暴挙によって、生命・財産を破壊され侵されることを絶対にうけ入れるわけにはいかない。

我々住民にとって、また一億二千万国民にとって、このような恐るべき災害をもたらす原発と共存した未来は、とうていあり得ない。あるとすれば、それは貴殿らが目論んでいる核武装国家、超管理国家、警察国家の下での、核の恐怖社会でしかないことは確実である。我々はそのような恐怖社会の未来は断固拒否する。

よって我々八西地域住民は、貴殿らに対して、三号炉許可処分をなしたことについて抗議すると共に、処分をただちに撤回し、原子力安全委員会に対して、審査のやり直しをするよう命じることを強く要求する。

一九八六年五月二十九日

会計報告（ '86. 5/2 ～ 6/5）

収入	
会　費	11,000
ニュース購読料	87,650
コピー代金	4,000
計	102,650
支出	
ニュース印刷費	25,000
振替手数料	410
郵送料	9,550
資料費	5,000
会場費	3,000
ゼロックス・リース料	14,300
計	57,260
差引	45,390
積立金合計	590,854

（2頁から続く）5月21日からは、1面に転載したビラを配布しながらの三崎半島一帯の街宣行動を展開し、さらに5月26日の3号炉設置許可の暴挙に対しては、前頁掲載の抗議文を首相と通産大臣あてに送付した。

伊方訴訟ニュース

第154号
1986年6月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先：〒530大阪市北区西天満4－9－15第一神明ビル
藤田法律事務所☎06－363－2112口座 大阪3－48780

2号炉第26回公判

ソ連原発事故が示す安全審査のデタラメさ
国側は速かにその見解を明らかにせよ

チェルノブイリ原発からの"死の灰"が、なお降り続く中で、6月6日午前10時から開かれた2号炉公判は緊迫感に包まれていた。

冒頭、裁判長は、右陪席裁判官の交替を告げ、ついで国側が釈明の文書を「陳述」したあと、原告の近藤さんが立ち、チェルノブイリ原発事故を機に、高まる住民の不安と怒りを集約した準備書面を陳述。その場で裁判所に提出された書面は、原告らが働きながら、1ケ月近くも不眠不休で作成したもので、陳述予定のひとりの原告は、とうとう、その日の早朝に倒れて出廷できなかったという。

二つの準備書面（全文を次号以降掲載予定）の一つでは、ソ連原発事故は「巨大科学はも早や人間の管理能力を、はるかに越えてしまっており、安全審査など原発の安全性に何ら

炉心は溶け、爆発する原発!!

ソ連原発事故は対岸の火事ではない！

安全神話は完全に崩壊した

ソ連のチェルノブイリ原発と米国のスリーマイル島原発の二度による炉心溶融事故で、原発の安全性神話は完全にくずれさりました。推進側の「原発は安全」と言った宣伝は、住民をあざむくためのものであったことがはっきりとしました。

伊方原発 型が違えば大丈夫か

ソ連、米国、そして伊方原発は、いつも放射性物質を産み出しています。そのことが危険性の根源となります。伊方町の福田町長は「事故のあった原子炉とはタイプが違うので関係ないと思う」と公言し、四国電力も「こうした事故の可能性もない」と言っています。しかし、米ソの全く型の違う原発で、同じような炉心溶融という大事故が起きた事実によって、「型が違うので起きない」というのは全くのウソであることが証明されたのです。伊方原発は、これまでに十四回にのぼる事故を起こしており、ソ連、米国の原発のような炉心溶融という大事故の危険性は日ごとに高まっているのです。

伊方原発も炉心溶融起きる

ソ連の原発事故の例から、伊方原発にあてはめてみると、伊方原発から事故当初は八十キロ、後になっても三十キロ範囲は立ち入り禁止地域とされ、三十キロ内の住民（西は三崎半島全域、東は大洲、内子、南は吉田町まで）は避難しなければなりません。たとえ避難しても、放射能による死者、重傷者が多数出ることはまちがいありません。勿論、八西地方は無人地帯と化してしまいます。また、この範囲の家畜は射殺されキャベツ、トマト等の野菜はもちろん、八西地方の基幹産業であるミカン、晩カン等の果実や、漁業の水産物はすべて食べることも、販売することも禁止する措置がとられ、私達は生命と生活の危機にさらされることになります。

原発の完全撤去以外に安全はない

先日、伊方町においても放射性物質が検出されました。全国にも放射性物質が検出されています。放射能は、風とともに世界を一周します。事故が起きたら生命を維持するべき逃げ場所が全くないという証拠です。真の安全を確保するためには、伊方原発を完全に撤去するしか道はありません。

一九八六年　五月

伊方原発反対八西連絡協議会

用をなさない」ことを示したとして、今回もまた「日本の原発は安全」と居直る政府当局者の言動を、TMI事故後のソ連当局者の言動と対比しつつ、厳しく糾弾。

もう一つの書面は、「炉心溶融を考慮しない2号炉審査は違法である」と題したもの。チェルノブイリ原発事故で流出したと推定されている〝死の灰〟の量を、2号炉の安全審査の際「現実に起こる蓋然性のない観念的な事故」として、災害評価で想定された「仮想事故」とくらべると、ヨウ素放射能については5万4千倍、希ガス放射能で290倍に達している事実を示す。そして、こうしたデタラメのもとが、「炉心を溶かさないのに、溶かしたかのように見せかけた苦心の仮想事故の記述」のカラクリにあることを、余すところなく明らかにする。

3人の裁判官は、書証を確めながら熱心に聞き入り、とくに新任の井上裁判官は、時々、うなずきながらメモをとる。被告席の国側代理人は、いつものようにポーカーフェースを装うが、事実をあげての追及が進むにつれて、何となく落着かない様子が現われる。

近藤さんの陳述に続いて広野さんが立ち、ソ連原発事故のことが皆目分らない中で、5月1日、原子力安全委員会が伊方3号炉の安全を「妥当」と認めた暴挙を厳しく糾弾。「原発を安全と考えている俺達以外は、皆シロウトで、裁判官も国民も口を出すな」との姿勢で「行政裁量」をふりかざしていることを十分に理解した上で、裁判長も審理に当るよう強く要望し、期せずして起こる拍手の中で、合計2時間余に及ぶ陳述が終った。

続いて裁判長は次回日程の相談に入ろうとしたが、原告側が「国はソ連原発についての見解を出さないのか」と尋ねたところ、「今日は準備していない」と素っ気なく答えたため、次のような緊迫した応酬が展開された。

原告　TMI事故の時も、2年後に、やっと薄い文書が出ただけ。官房長官が「日本の原発は大丈夫」という談話を出しているぐらいだから、被告が、すぐに文書を出せないはずは無い。裁判の駆引きに利用することは、公務員としても許せない。

国　訴訟に必要な限りで反論する。

原告　いつか？

国　事故の原因・経過の究明を見ながら。

裁判長　TMI事故後の法廷の審理状況を調べたが、文書を出すかどうかで長時間を要している。裁判所としてもTMI事故の「経験」を生かして、時間の空費を避けたいと考えているので、被告は可能な範囲で原告の要求に応じるようにしてほしい。

原告　あなた方は転勤できるプロだが、住民は逃げ場もなく、必死になって裁判をやっていることを十分に考えてほしい。

裁判長　原告の要望を考慮してほしい。

国　いつまでに出すとは云えないが、裁判所の意向に沿って努力する。

原告　今日は、原発の経済性について訴えたもう一つの書面も用意してきたが、国が文書を出さない限り、今日も、次回も、提出しない。

裁判長　被告は、いつまでに出せるかを早急に検討してほしい。原告も、被告の文書提出と関係なく、次回には提出してほしい。

結局、次回を9月10日(水) ときめ閉廷。

なお公判に先立って八西連絡協議会では、5月19日には伊方町長への申入れ、抗議行動（次頁の抗議文参照）、（4頁右下に）

福田町長あての抗議文

昭和五十四年四月十九日、当時の山本町長は、あのスリーマイル原発の大事故で私たち反対住民を前にして、原発の安定性はもはや崩れたと言明した。

そのあとをついだ福田町長は、当然、あの大事故を真剣に反省し、住民の不安と恐怖に対処するものと期待していたが、町民の期待に逆行し、伊方原発はアメリカの原発とは型がちがうので大丈夫等という四国電力の宣伝に追従し、二号炉の建設を促進し、町民大多数が反対するにもかかわらず、三号炉の建設に大いに手をかしてきたところである。

ところがこのたび、チェルノブイリ原発に大事故が起り、伊方原発周辺住民はもとより世界的規模で大きな衝撃をあたえ、原発の安全性が決定的に崩れてしまったと誰しも思っているなかで、福田町長は、伊方の原発はソ連の原発と型がちがうので、あんな事故は起らない等と言明しているが、何を根拠に、誰に頼まれて言ったのか、聞かしてもらいたいものである。今日まで多大の犠牲をはらい伊方原発に反対してきた者にとっては、正に断腸の思いがいたし、賛成派といえど呆れてものがいえないと言っており、福田町長は町民の町長ではなく、四国電力の町長といっても過言ではないと思うのである。

そこで本日、あなたが町民の町長というのであれば、四国電力に対し速かに、一，二号炉の運転を停止し、三号炉の建設の中止を求めるよう要求したが、いれられず、従来どおり原発に手をかそうとする町長に対し、私たち反対住民は憤りをこめて抗議するものである。　昭和六十一年五月十九日

首相と通産大臣あての抗議ならびに伊方三号炉許可処分の撤回要求書

我々伊方原発の近くに居住、生活する八幡浜市・西宇和郡の住民によって組織する伊方原発反対八西連絡協議会は、去る五月二十六日に通産大臣がなしたる伊方発電所三号炉増設の許可処分について、強く抗議すると共に、ただちに、三号炉増設の処分を撤回するよう要求する。

既に、我が国の国民のみならず、全世界の人々が知っているごとく、七年前の米国スリーマイル島原発で発生した原子炉内核燃料の大部分の崩壊と、部分溶融という大事故に続いて、もう一方の核大国であるソ連のチェルノブイリ原発では、遂に、炉内核燃料の全面溶融という未曽有の大事故が発生し、原子炉建屋が吹き飛び、炉内の放射能が、ソ連国内のみならず欧州全体におよび、遂には、八千キロ離れた日本列島全体に降りそそいでいる。この事態にあわてふためいて貴殿らは、放射能対策本部を設置、国民に「雨水は炭でこせ、野菜は洗え」と呼びかけている。

八千キロかなたのたった一基の原発事故に、我が国や世界中の政府が、その対策になすすべもなく、あわてふためいているのである。

この事実は、スリーマイル島原発事故の後、原発建設を止めている米国や北欧諸国を尻目に、企業の利益確保と、あわよくばの核武装化を目論んで、ひたすら原発建設を強行、拡大し続けた我が国の原発推進派の人々、とりわけ、その最先頭に立ってきた貴殿らの「原発絶対安全、原発は地域開発のエース」なる主張や宣伝の、全面的な破タンを示す何よりも雄弁なる答えである。